

(2)再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
よくあるご質問

No	質問	回答
1. 共通		
1-1	最初の年度に設計だけを行い、次の年度に工事を行うことは認められますか。	補助対象となりますが、2年目の事業内容や経費等の全てを保証するものではありません。また、事業は必ず2カ年度までで完了してください。
1-2	既存設備の撤去は補助対象になりますか。	補助対象外です。
2. 需要家側運転制御事業		
2-1	オフサイトからの「運転制御を行う者」は最初から決めておく必要がありますか。	ESCO事業者やエネルギーサービス事業者等の運転制御を行う者は事業の単独の実施者又は需要家との共同事業者(代表事業者かどうかは問いません)であることが要件ですので、最初に決めていただき申請時に記載してください。
2-2	オフサイト側の設備やシステムは補助対象になりますか。	補助対象はオンサイト(需要家側建物)に限るため、オフサイトについては全て補助対象外になります。
2-3	補助対象となるオンサイト(需要家側設備)の範囲はどこからになりますか。	一般的には責任分界点となる需要家側の通信・制御機器の入り口以降になります。
2-4	LED照明や空調機などの省エネ機器は補助対象になりますか。	補助対象外です。
2-5	需要家側の遠隔制御機器は補助対象になりますか。	需要家側の遠隔制御機器設置費やシステム構築費は補助対象になります。ただし、オフサイトからの運転制御に伴うものとともに省CO2に効果があることが要件になります。
2-6	パワーコンディショナー体型蓄電池を設置した場合、補助対象になりますか。	蓄電池と見なしますので離島以外は補助対象外です。
2-7	全ての設備はオフサイトから運転制御できる必要がありますか。	全ての設備がオフサイトから運転制御できるようにシステムに組み込まれていることが要件になります。
2-8	車載型蓄電池(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)もオフサイトからの遠隔制御が可能なのが要件になるのでしょうか。	オフサイトから遠隔制御できることが要件となります。
2-9	新設の建築物に対象設備を導入した場合も補助対象になりますか。	補助対象です。
2-10	オフサイトである事業者の本部建物から、事業者の所有する他の複数の施設を遠隔制御する場合も申請ができますか。	オフサイトからの遠隔制御ですが、申請にはエネルギーマネジメントを受ける需要家以外に運転制御を行うESCO事業者やエネルギーサービス事業者等が必要になります。
2-11	公募の要件に「エネルギーマネジメントによる制御実績を記録・集計の上、報告できること。」とありますが事業報告書のことでしょうか。	報告書は交付規程第17条に基づく事業完了後の年度毎報告書のことで、補助事業全体のCO2削減量と共にエネルギーマネジメントによるCO2削減量(離島で再エネ発電設備を設置した場合等は、値が異なります)を報告していただく予定となっています。また、主な制御内容についても説明できるように整理しておいてください。
2-12	この事業の申請に際して、調整力市場への参加や参入は必須条件となりますか。	必須条件ではありません。
2-13	オフサイト・オンサイト範囲に再エネ発電設備があって、固定価格買取制度(FIT制度)を活用していますが、申請はできますか。	本事業は制御に関連する設備等の導入になりますので、申請できます。なお、離島における再エネ発電設備、蓄電池の設置に関しては、FIT制度を活用して発電電力、蓄電電力を売電する場合はそれぞれ補助対象外になります。
2-14	電気事業法における離島とは具体的にはどこでしょうか。	電気事業法施行規則第3条の2の2において別表第1で規定された箇所になります。

(2)再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
よくあるご質問

No	質問	回答
2-15 (9/30 追加)	補助対象設備のEMSはどのような設備やソフトウェアが補助対象になりますか。	既製のEMSソフトウェアが補助対象です。また、本補助事業のシステムに適合させるための修正についても補助対象です。 新しいソフトウェアの開発費用は補助対象外です。 なお、既製のソフトウェアとは市販されているなど商品化された制御のソフトを言います。
2-16 (9/30 追加)	産業部門や家庭部門の施設は補助対象になりますか。	補助対象施設は業務用施設のみになります。(電気事業法上の離島を除く)
2-17 (9/30 追加)	導入する制御システムについて、指定の規格はありますか。	導入する制御システムの規格について、指定はありません。
3. 再エネ発電側運転制御事業		
3-1	事業者は、再エネ発電設備を設置・運用する「再エネ発電事業者」として考えて良いですか。	事業者は「再エネ発電事業者」となります。(リース契約を行う場合は除く)
3-2	オフサイトとは何を示しますか？	当該地区の一般送配電事業者がオフサイト側になります。
3-3	全ての機器は実用段階のものに限るとあるが、通信やシステムに条件はありますか。	一般送配電事業者では既に出力抑制設備の設置要請が行われています。機器に限らず通信方法、工事等に関しても当該区域の一般送配電事業者と調整の上、方式等を決定してください。
3-4	再エネ発電(太陽光発電、風力発電)設備を新設する場合も、オフサイトからの出力抑制設備の導入は補助対象になりますか。	補助対象外です。
3-5	複数の再エネ発電をまとめて、一つの発電設備として系統連系している場合、出力要件の考え方を教えてください。	合計の出力が2,000kW以上となって、特別高圧に系統連系している場合は補助対象外です。
3-6	既設の再エネ発電(太陽光発電、風力発電)設備に固定価格買取制度を活用し、売電していますが申請は可能ですか。	本事業の対象は制御に関連する設備等の導入になりますので、申請は可能です。
3-7	実施計画書にCO2削減効果の記入欄がありますが、具体的な記入方法を教えてください。	再エネ発電設備の増加等に伴い一般送配電事業者からの出力抑制の要請は今後拡大することが予想されます。しかし、出力抑制の操作をオフライン(手動)からオンラインに変えることで、柔軟な運用が可能となり、抑制(減少)する量は低減しますので、結果的に再エネ発電量はプラスに転じます。 実施計画書には当該再エネ発電設備のこれまでの出力抑制実績等を基にCO2削減効果を記入してください。また、1年間で、当該再エネ発電設備の発電量(過去3か年の平均1日当たり発電量)の5日間に相当する量が増加すると想定し、これに商用電源のCO2排出係数(0.579kgCO2/kWh)を乗じたCO2排出量を削減効果として頂いても構いません(この場合は、資料(2)②CO2削減効果(ハード対策事業)計算資料「5日フル基準」を用いて算出してください)。
3-8	公募の要件に「オンライン制御による出力抑制低減の実績を記録・集計の上、報告できること。」とあるが事業報告書のことでしょうか。また、低減の実績値はどのように考えればよいのでしょうか。	報告書は交付規程第17条に基づく事業完了後の年度毎報告書のことで、CO2削減量の実績を報告していただく予定となっています。オフライン(手動)運転に比べオンライン運転は柔軟な運用が可能で、日中全ての時間帯の抑制が実際の抑制時間帯のみに収まったと想定し、その差である「出力抑制を行った日に、一般送配電事業者に送電した電力量」の合計を報告してください。また、出力抑制の実績(日時、回数等)についても説明できるように整理しておいてください。
3-9 (9/30 追加)	複数の発電設備について応募しようと考えていますが、1つの応募でまとめて申請は可能ですか。	出力制御ユニットが1つになる等1つのシステムに集約される場合はまとめて申請可能です。それ以外は別々に申請してください。